

平成22年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年5月24日(月)

場 所 関中学校

出席者 教育委員会 委員長 外松和子
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第35号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

- (1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕
(2) 教育委員会における当面の課題について〔継続協議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成22年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
大泉第二中学校と補助線街路第135号線および第232号線について

参考「みちづくり・まちづくり通信Vo1.5」

日本銀行石神井運動場の臨時休場について

平成22年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時30分

閉 会 午後 12時40分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室地隆彦
生涯学習部長	郡 榮作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿形繁穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小暮文夫
同 学務課長	古橋千重子
同 施設給食課長	金崎耕二
同 教育指導課長	吉村 潔
同 総合教育センター所長	杉本圭司
生涯学習部生涯学習課長	白井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻井和之
同 光が丘図書館長	内野ひろみ

傍聴者 1名

委員長

ただいまから、平成22年第10回教育委員会定例会を開会する。

本日は、関中学校の多目的室をお借りして、出前教育委員会として行う。関中学校の皆さんには大変お世話になる。ありがとう。

なお、本日は、この定例会を終了した後、午後1時30分より、こちらの会場において、関中学校の生徒の皆さんとの意見交換会を予定している。日程については、委員の皆さんのご協力をどうぞよろしくお願いする。

本日は、傍聴の方が1名お見えになっている。

それでは、案件にそって進めていく。

本日の案件は、議案1件、陳情1件、協議2件、教育長報告5件である。

- (1) 議案第35号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

それでは初めに、議案第35号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。いかがか。

天沼委員

短期のこういう休暇を設けられるということは、その理由、必要性があつてのことだ
と思うが、具体的にそのようなものがあつたのか。

庶務課長

現在の介護休暇というものについて、介護の必要のある職員は、当然、介護休暇が取
れるわけであるが、休暇の仕組みが、まずは介護の必要性を半年間の単位で考えている。
その半年の中で、最初の取得が2週間以上ということの規定している。あとはその介護
の必要な時間、1日の中での何時間、あるいは1日単位で取っていくという形の制度で
あって、ある意味介護が固定しており、必要な介護の時間、日が固定している場合を前
提とした介護休暇制度になっている。

ただ、まだ介護する人の生活リズムが、週何日なのか、1日の中でのどの時間帯に介
護が要るのかということが確定する前については、この介護休暇は使えない。こういう
ことがあって、短期の介護休暇をまずはつくって、その短期の介護休暇、年間5日とい
うことを想定しているが、この5日の中である意味でリズムをつくっていくことで短期
の介護休暇制度をつくったほうが、現在の介護休暇が使いやすくなるのではないかと
いうことでつくられたと考えている。

なお、現在の介護休暇は無給である。勤務しない時間については原則無給ということ
になるので、これはまた経済的な部分で使いにくいという部分がある。そんなことから、
こういう短期の介護休暇ということが、現実の利用者の方からの意見である。

天沼委員

ちょっと話は違うが、年休との関係は、どうなるのか。

庶務課長

有給休暇、年次有給休暇については、特に理由を設けないで使えるということになっ
ていて、実態はこういう場合に、年次有給休暇を使って代替をしていくということにな
ろうかと思っている。ただ、それが本来あるべき姿なのかどうかということで、さまざ
まな特別休暇ということで認められてきている部分があるのだろうと思っている。今回
の短期の介護休暇についても、休まなければならないというのが明確であるのであれば、
こういう形で特別休暇を認めるほうが、労働者の介護休暇という意味で有給休暇はい
いだろうということで認められてきたということである。

天沼委員

そうすると、短期の介護休暇を取り、また別にほかの形で年休を取ることが可能とい
うことであるか。

庶務課長

そうである。

委員長

話を伺っていると、高齢化の時代であるし、働いている職員の方も、親御さんを介護しなければならないということは現実的に直面している問題だと思うし、長期の介護休暇の前段階であるということであるので、今の社会に合った1つの制度であると思う。ほかにはいかがか。

天沼委員

改正以外のところの第17条について質問したい。条文はこのとおりでよいと思うが、子の看護のための休暇と今回の短期の介護休暇、あるいは災害休暇と災害に対してのボランティア休暇と、中には重複してくるようなものもあるのではないかと思う。その申請を受けたときに判断をして、どちらかに振り分けるというやり方をとっているのか。

庶務課長

看護と介護は別のものと考えている。看護はあくまでも病人に対し看護をする状況で、介護は介護が必要になった状況だと考えている。

委員ご指摘のボランティア休暇を取る、あるいは災害休暇を取ることにについては、それぞれあるかと思うが、それぞれの目的の中で休暇が認められてきたということである。このような制度がなかった時代には、年次有給休暇を取っていくという状況であったが、さまざまな社会的な要請の中で、このような休暇も公務員として、あるいは労働者として必要だろうということで認められてきていると考えている。

天沼委員

権利ということなのだろう。ボランティアなどもいろいろな経験もできるし、役に立つということがあるのであろう。

委員長

そのような特別休暇をしっかりと利用できるという社会が、家庭生活や子育てなどをより豊かにしていくだろうし、ゆとりのある家庭生活は、長期的には少子化を解消することに貢献するのではないかと思う。

それではまとめたいと思う。議案第35号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第35号は「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

つぎに、陳情案件である。陳情第4号「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。その後の状況などはいかがか。

生涯学習課長

特に報告することはない。

委員長

陳情第4号については継続でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

つぎに、協議案件に入る。協議(1) これからの生涯学習のあり方についてである。この協議案件については、これまで話し合いを重ねてきた。また、それぞれの委員には、認識を深めていただいているところである。今後、組織のあり方検討委員会の検討結果や答申などを受けて協議を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

協議(2) 教育委員会における当面の課題について

委員長

つぎの協議案件である。協議(2) 教育委員会における当面の課題についてである。この協議案件については、本日で4回目となる。今回は、課題5番、6番、9番について資料が提出されている。まず、資料2について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、皆様のご意見、ご質問を伺う、いかがか。

内藤委員

前回の委員会で、ここに挙げられている学校については、教室の数を全部教えていただいたのだが、余裕がないというのは、どのような基準で余裕がないと考えているのか。その辺のところを明らかにすると話がしやすいということが1つと、適正規模ということも前回の委員会で話があったと思うが、そのことも考慮しながら対応策を検討していくのかという点について伺いたい。

施設給食課長

一時的余裕教室の基準についてである。余裕教室の活用例としては、少人数学級の学習室、教材室や郷土資料室などがある。これらの教室は、将来的な学級数に対応するために改修の手を入れていない普通教室の利用である。それらに含まれないものとして、教育相談室、和室、ランチルーム、多目的室、会議室がある。これらの教室を普通教室に戻すときには、大きな改修工事を入れているという状態のものである。

内藤委員

余裕教室がいくつぐらいないといけないうのは、個々の学校によって違うのか、あるいは、一律に基本線のようなものがあるのかどうかについて聞かせていただきたい。

施設給食課長

学校の教室の構成を、管理諸室と特別教室と普通教室という形に分けるが、現在の学校機能からすると、それ以外に最低限の会議室、教育相談室などがなくとかなり運営が厳しい。また、学校の規模など各学校の状況によって、例えば、音楽室に第二音楽室が必要な学校も出てくる。基準に基づき運営されているわけではないが、現状としては、会議室や教育相談室の一部についても普通教室に戻したという学校もあるということも事実である。それらの教室を基準として確保するという形になると、今後は施設の増築をしていかないと対応しきれないという状況になる。

一義的には、普通教室の数を確保する必要があるので、可能な教室は普通教室に改修した上で使っているというのが現状である。

学務課長

もう一点質問のあった適正規模についてである。平成17年4月に教育委員会で定めた区立小中学校および区立幼稚園の適正配置基準方針の中で、適正規模については、小学校では1校当たり12学級から18学級、ただし、19学級から24学級までは許容

範囲とし、中学校では1校当たり11学級から18学級が適正規模としてある。その適正規模を超える過大規模校については、この方針の中では通学区域の変更による適正規模の確保に努めるとなっているが、通学区域の変更は、地元の以前からのつながりなどから大変困難が伴うものであると認識している。今後、生徒の人口推計等を見ながら、児童・生徒数がどのように変化していくかということの研究し、検討していきたい。

教育長

施設に余裕がない学校では、ランチルームや和室はないのか。

施設給食課長

施設に余裕がない学校に、ランチルームなどがあるかについては今手元に資料がない。

天沼委員

この資料から、施設に余裕がない学校、いわゆる過大校について、仮に生徒を振り分けるようなことをすると、今度は水色の施設に余裕がない学校に隣接している学校のほうが過大規模になってしまうような可能性がかなりあるように見受けられる。また、少々通学時間をかけて子供たちが通わなければならなくなってしまうところもいくつかあるようである。前回お示しいただいた対応策の中では、周辺校というのも難しいし、通学区域の受入れ人数を調整するというのも難しいしということになってくると、前回の資料で示された対応策だけでは、先行きが困難ではないかと思うが、それら以外の対応策はないのか。例えばこの対応策の中で、増築ということがあるが、それが不可能な場合、何か名案はないのか。

基準を改めることについてはどうであろうか。先ほど許容範囲の話があったが、適正規模の基準を少し勘案するような形のものにして、それでもだめな場合は増築、改築ということになるのではないかと思うが、適正規模の見直しということもあるのではないかとも思ったが、いかがか。

教育長

適正規模について、特に過大校の許容範囲という言葉を我々は使ったが、許容範囲にしても、それをオーバーしている学校が出てきてしまっている。例えば、大泉第二小学校、大泉南小学校、光和小学校のある地域は、ほとんど20学級以上である。一方で、地図の真ん中の南田中小、石神井東小、南が丘小学校の地域は、どちらかという小規模になってきてしまっている。そのような地域が大きく分けて、2つある。ただ、小学生であるから、大きな道路を挟んで通学区域を変更することは、なかなか難しいというところがある。

一方で、規模が大きい学校が集まっている地域で、新しい学校を真ん中につくったとしても、それぞれの学校でオーバーしているため、そんなに課題は解消しないであろう。となると、昭和40年代に子供が増えてきたときに仮設校舎をつくったが、そのような対応が必要になってくるかもしれない。それは、5年後、10年後の話ではなく、2、3年後に向けていかなければならないのではないかと思う。

学級編制がこれから変わってくることは確実である。40人学級になったときも6年かけて対応したので、もし国が学級編制を変更したときには、6年ぐらいかけてできるところからやっていくことになるであろう。前回の資料の3の対応策だけではもうできなくなってきているところである。

特に対応策の校舎の増築をしっかりと計画を立てていかないといけない。20学級以上のところはスペースに全く余裕がなくなっている。また、学童クラブは、学校の敷地内に設置するという区の方針がある。そういった区の方針等も含めて考えていかなければならない。

和室についてであるが、昭和60年前後の一時的に子供の数が減った時代に、減り方が顕著な学校に和室をつくった。例えば豊浜小学校などにつくっていったが、その後子供の数が増えてきたところは教室が足らなくなって和室を改修しているところもある。パソコンルームや心のふれあい相談員の方の部屋など新しい需要に対しても教室を使ってきている。それから、学び方により少人数の教室をつくったりしてきているから、施設に余裕のない学校には無理をお願いしている部分がある。

中村小と中村西小についてであるが、中村西小学校は11クラスであるが、この中村西小は18クラス仕様の学校で大きい学校ではない。規模が大きい学校を嫌う人は中村西小に行くであろうが、なかなか難しいところがある。過大校と隣接校との組み合わせで、そんなにいいところはない。

天沼委員

中村地域のご説明をいただいたが、学区域を同じにしてしまうという形で選択してもらおうようなことができそうな気がする。

教育長

2校の学区域を1つにしてしまうということであるか。

天沼委員

そうである。できるところは限られると思うが。

委員長

小学校は選択制はやっていないわけだから、共通の学区域の中でも選択をするようなかたちになるのであろうか。受けとめ方はさまざまになってくるかと思うが。

天沼委員

ある程度の不満が出る可能性はある。

教育長

その場合、逆に中村西小の児童が中村小に来てしまう可能性もある。保護者の方の考え方を推測するのは難しいところがある。

内藤委員

5項目の対応策以外の対応策については、難しいところがあると思いながら、この5項目の順位について考えてみた。とについては、大二小と中村小とを比べると、必ずしも、という順番にはならないのではないかと感じた。大きな道路を挟むのは安全面から難しいところがあるからだと思うが、中村小の地域は、周りの小学校はすべて、どちらかといえば小さい規模である。一方、大二小のほうは、周りの小学校ももういっぱいという状況である。大二小の場合には、の順位でよいが、中村小の場合は、という順番でもよいのではないかと考える。学校の状況によって、周辺的狀況を調べたり、それから本日の報告案件のデータから、6年生が5学級で1年生が4学級である学校などは、卒業していく児童数により状況が変わってくるので、その辺をしっかりと見据えていかなければならないと思う。一律に から という順番にはならないのではないかとすることを様々な資料から感じたところである。

委員長

優先順位についてのご意見であった。

安藤委員

私は個別に考えていったほうがよいのではないかと思う。田柄二小の学区域の中にある2つの官舎のうち、1つがなくなる予定があるという話を聞いている。その後の活用方法により、子供が増えるようになるかもしれないし、減る可能性もあるので、そのような利用法の動向なども各地域により少しずつ違ってくるのではないかと考える。大泉第二小学校の周辺は畑が多いので、まだ児童・生徒が増える可能性もある。そうしたことから、学校周辺の土地の用途も見ていったほうがよいかと思う。

教育長

東京都の推計は5年で見ている。今安藤委員が言われたようなことを全部入れながら推計していくが、東京都の推計では、確か、中村小学校は5年後に何クラスが減るのではないか。

学務課長

中村小については25学級ということで1学級減るという可能性がある。

安藤委員からのご指摘であるが、大規模なマンション等ができる場合には、あらかじめ建築計画が区の担当部門に届けられるので、そのたびに、何棟ぐらいの規模のマンションができるのかということの推計などを伺っている。ただ、100戸ぐらいのマンションができて、どのくらい子育て期の方が入ってくるかということの予測は難しい。練馬区はまだまだ住宅地に転用できる土地が多数あるので、非常に不確かな部分はあるが、開発の周知をしていただければと思っている。

教育長

南田中小と南が丘小は、それぞれ11クラス、12クラス、石神井東小は12クラス

で、子供の数も非常に少ないため、保護者の方に会うと、学区域を見直してほしいという話が出てくる。ただ、この地域には、笹目通りと環八があるので、なかなか難しい。

委員長

今、教育長から笹目通りという大きな道路の話が出てきたが、今までで過大、過小の問題を解決するために、ある程度大きい道路はあるが区域を変更したというような実例はあるのか。そのような実例があった場合、地域住民の方たちの声や対応などはいかがであったか。

教育長

過大校となった開進第一小学校で実施したことがある。隣の仲町小と北町西小学校には環状八号線が通っており、北町小学校とは川越街道を挟む状況であったが、幹線道路を挟むかたちの学区域変更を行った。その際には、学童擁護員を置くなど様々な対策を講じた。

委員長

丁寧な対応をして現在のような形に至っているという実例である。

教育長

南田中の地域では、線路と笹目通りがあるが、線路はその下をくぐって通うことが可能なので、光和小の子供たちを南田中小に移すことはできるであろうが、そう簡単にはいかない。

安藤委員

開進第三小学校は、環状七号線を挟む区域がある。そこは、大きい道路を渡るというかたちになるが、そこに住んでいる子供を旭丘小や小竹小に通わせる方が、安全面からもよいし、過大も解消されるのではないか。

学務課長

開進第三小学校についてであるが、前回の委員会で、昭和59年当時に3年間かけて学区域を変更したことがあったということを報告したが、開進第四小学校との学区域を変更した記録が残っている。その後は、開三小についてはこの学区域で現在まで来ている。59年当時の議論については、手元に資料がない。

教育長

町会とのかかわりがあるのではないか。小竹小学校には小竹町の2つの町会、自治会、旭丘小学校には旭丘の3町会がある。小竹小学校は小竹町1,2丁目、旭丘小学校は旭丘1,2丁目と町域と学区域が重なっている。他にない地域であるといえる。開進第三小は、栄町町会との関係があったのではないかと思う。

委員長

いろいろな要素が含まれているので、区分けが難しいという現状である。

教育長

かなり前であるが、開進第三小学校には、8条、9条の関係で、越境して通う子供などがたくさんいるために、地元の子が入れなくなってしまった。それで開四小をつくったという話は聞いたことがある。今はそのようなことは全くない。

委員長

現在はないのか。

教育長

以前ノロウイルスが発生したことがあった。小学校の場合ノロウイルスが出ると、先生が訪問するなどして保護者全員に連絡するわけである。したがって、小学校は、近くに住んでいないと先生方は連絡が非常にしづらいということがある。

その発生した際、開三小は、ほとんどみんな学区の子供であったので、私は認識を改めた。

今は、東京の小学校は家庭訪問を行っているのか。

内藤委員

地域訪問したり、家庭訪問したりしている。

委員長

学校によって違うのか。

内藤委員

学校によって違う。

教育長

したがって、特に小学校は、なるべく学区内、地域内ということになる。

内藤委員

安心・安全がいろいろ言われる時代なので、近くの学校を選ぶという傾向はあるのではないかと思う。中学校のほうは、編成基準の人数が変わらない限り、選択制の枠を制限していくという形で対応していくと思ったが、その辺はどのように考えているのか。

学務課長

中学校の選択制では学区外への受け入れを、原則40人で進めてきているが、施設に余裕のない学校が、40人を受け入れるとなると、学区内に住んでいる子供すらあふれてしまうという状況がある。今年度についても、大泉中学校と大泉第二中学校は20人で

設定している。同じく中村中学校と石神井中学校を30人にしてはいる。秋になると、選択制の申込みが始まり、学校説明会等があるので、あらかじめ何人受け入れるかということはしっかりと示していく必要がある。また、できるだけ40という原則で保たれるのが一番よいのであるが、もう既にある程度押さえなければならぬ。来年度の入学についてはしっかりと予想を立てて検討していきたいと思っている。

天沼委員

当面の対応策としては、学区制の制限で行けそうだとことであるのか。本来の40人を20人、あるいは10人などにすれば、何とか受け入れ可能だというような見通しが立っているということか。

学務課長

確実な見通しということになると、教員の加配などのこともある。また先ほど教育長が話したように、1クラス当たりの学級編制基準の変更もありうるので、当面、この選択制度の受け入れを制限することによって何とか乗り切れればとは思っているが、必ずしもそれで絶対大丈夫だということではない。

教育長

中学校の場合は、小規模校は区境に多くある。豊溪中、北町中、豊玉中あたりである。34校のままでよいのかということは、適正配置の観点から中学校の統廃合の話が避けられないところである。

天沼委員

例えば、石神井東中学校の北に谷原中学校があるが、中学生になると、多少通学区域が遠くて道路が大きくても、小学生よりは通学可能である。石神井東中の生徒数の増加が今後も続くようであれば、選択制の制限のみでの対応の見通しがまだつかないようなので、統廃合をすぐに進めるというのはもう少し待ったほうがよいと思う。その後の生徒の増減によって、受け入れられる学校として確保されておいたほうがよいであろう。その場合は、通学区域の多少の変更があるとは思っている。

教育長

谷原中の場合は、学区域内には子供たちはいるが、光が丘のほうの学校に行っている。また、豊溪中の場合も光が丘第一中学校や田柄中学校へ行っている子供が多い。極端なことを言うと、学区域の中の子供の半分ぐらいはよその学校に行っている状況があるわけである。

選択制度は、実施して5年たつが、それなりの成果を挙げている。この学校に行きたいという希望を出す生徒が1,000人ぐらいいるわけであるから。

委員長

中学校の小規模校というのは、学校の運営において課題点が多いのではないかと思う。

天沼委員

学級対抗の運動会であれば競技ができなくなってしまうし、あるいは音楽発表会、学年会などでも1クラス、2クラスになってしまう。

委員長

現場では校長先生を先頭に、先生方が苦労されながら生徒たちと取り組んでいる。

天沼委員

小学校で道路を挟んでという話があったが、中学校であると、そもそも登下校で家族の方が当番で旗を持って立つということもないので、多少遠くても通えるし、大丈夫であると思うが、クラブが遅くなったときなどに事件・事故などに巻き込まれるという恐れは、通学区域が広くなると出てくると思う。そのようなことも踏まえて、中学校のほうは変更してもよい部分があるのではないかと思う。

内藤委員

中学校に選択制を入れたことによって、本来通うべき子供がよその学校へ行くことにより小さくなっている学校もあることを考えたときに、その学校が存在するか、その学校を見込むのは、あくまでも学齢簿に登載されている人数で準備しておくのが第一であり、その次に選択があるのだと思う。選択制も時代によって、人気があるとか人気がないとかということで少し変わる可能性もあるので、今の状況が固定的ではないと思う。本来は、学区域の中に何人の子供がいるかということで学級を考えていくのが筋であると思う。

教育長

学区域内の子供たちがどんどん減っている地域もある。それと、子供の数の増減にかかわらずよそへ行ってしまっているところもある。この2つに大きく分けられると思う。選択制を導入して、一定の評価を得ているのであるが、子供の出の多い学校を救うために選択制をやめてしまうという1つの選択もある。ただ、選択制を導入する前から子供の出の多い学校はある。選択制を導入してもその傾向はそんなには変わらない。

子供の出の多い学校、例えば豊玉中や豊浜中、八坂中を存続させるために、学区域外に出さないというのも1つの方法であり、制度を変えることもできる。

内藤委員

私は、選択制を今見直すという意味で言っているのではなくて、あくまでも受け皿として学校を存続させるという意味では、学齢簿に登載されている地域に何人住んでいるということは、崩すことはないのではないかという意味で発言させていただいた。

委員長

基本がまずそこにあるということである。

教育長

自治体によっては選択制を廃止したところもある。そこでは、地域の子供たちがみんなよその学校へ行ってしまうため、学区域の中での行事ができないわけである。また、他の地域から来ている子供が多いために、保護者も参加しないので、行事が成り立たないということもあり、廃止したところもある。地域から子供がよそへ行ってしまって地域の運営が成り立たない、地域力が落ちているという声が大きくなれば、この制度は義務化されているわけではないので、見直さなければならぬだろう。選択制を導入するときにはそのようなことが予想はされた。

委員長

教育長から、選択制の導入前、選択制の導入後、他の自治体の例などのお話をいただいた。

教育長

平成21年度に、選択制の改善策等を検討し、選択制は引き続き実施し、施設に余裕のない学校には一定の限度を設けるということになった。

この資料には出ていないが、光が丘第二中学校は6割以上がよその地域から生徒が来ている。

安藤委員

その学校では、選択制がなくなると逆に困ってしまう。

教育長

選択制があるために生徒数の減っている学校と、選択制がなくなってしまうと困る学校があり、非常に難しいところがある。

今回は、現状をお示し、特に、小学校については、増築の必要なところは、早めに手を打っておくということが必要だということが確認できたと思う。

5つの対応策を出したので、これらをどのように組み合わせていくか検討していく必要がある。

委員長

今、教育長がまとめてくださったが、3番にある5つの対応策が、先ほど内藤委員からもご意見をいただいたが、学校の実態によってこの順番は変わってくるので、その学校や周りの地域のこと等を考慮に入れて、一番よい方法を探っていくということになるかと思う。

この課題に関しては、今日のところはこの辺でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では続いて、資料3について説明をお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

教育長

補足すると、委託方式というのは調理の委託のことをいう。献立、食材の購入は学校が購入し、その先の部分を委託するということである。この豊玉中学校も委託業者が調理をしている。

この資料の〈今後の課題〉の1の代替食の確保である。光和小学校を改築し、現在、豊玉南小学校は改築中であるが、改築をするときに給食をつくる場所がないのである。今までは給食センターでつくった給食を運んでいたのであるが、来年3月にセンターを廃止する予定である。保護者に2年間お弁当を持ってきてもらうか、あるいは他の学校でつくってもらうかということになるのであるが、各学校も、親子方式以外は自分のところで精一杯という現状がある。改築は、2年間ぐらいかかる。仮設校舎に調理場はつくれないことはないが、難しいところがある。

事故が起ると、給食・調理が禁止される場合もある。給食センターがあると、そのような場合にセンターに頼むことができる。もちろん事故当日は対応できないが、前の日に頼んでおけば、センターは1,000食分ぐらいなら余分につくれるので、対応ができる。そのセンターがなくなるので、その辺の対応を考えなければならない。

地産地消であるが、議会からも区民の方からもその要望があるが、給食はある一定の量が集まらないとできないので、食材の量が限られていると苦労する。これまでは、全小中学校で、年2回、練馬大根とキャベツを使う献立を立てている。

内藤委員

3番の食育の推進と地産地消ということは、私もとても大事なことだと思っている。練馬区の栄養士や調理師の中にも大変熱心な方々もいらして、研究も盛に行われ、子供と直接かかわる授業を行うなどいろいろと計画されていると伺っているので、今まで以上に支援する必要があるというところをどんどん進めてほしいと思う。

資料に研究・発表とあるが、具体的にはどのような形で行っているのか。

施設給食課長

一番代表的な例として、八坂中学校の活動がある。周辺に地産地消が叶う農家さんがいる地域ということもあり、非常にうまくいっている状況である。そこでの研究内容などが、いろいろなところで報告や発表がされている。ただ、例えば、練馬周辺の地域の

学校と八坂中の周辺の学校とでは環境が違ってくるので、八坂中でできたことがほかの学校ですぐできるかといえば、それは難しいと思っている。各地域の事情に応じて進めなければならぬと考えているが、まだまだ初めの段階で、これから階段を一つづつ上がっていくような状況である。

教育長

内藤委員が聞かれたのは、これまで以上に支援する必要があるから、今はどのようなことをやっているのかということである。研究会を開いているのか、あるいは区の栄養士は、都費の栄養士と区費の栄養士がいることもあり、全部の学校にいるのか、そういう方たちがどのように意見交換をしてどのような研究をしているのかということである。

施設給食課長

学校の栄養士の集まりは、おおむね月に1回くらいあり、その中で情報交換等は行われている。研究発表を行っているのは、今のところ八坂中のみである。また、栄養士は、半数近くが非常勤の栄養士で任期も定まっている。そのような人たちに対する情報の提供をどのように行うかということの検討が必要になっている。

安藤委員

先日いただいた資料の中に、各小学校に先生方の研究会があり、その中に食育の関係もあったが、それはここに含まれているのか。

教育指導課長

委員ご指摘の食育については、栄養士、栄養教諭だけではなくて、学校全体で取り組んでいくことが多いので、学校の研究の一貫としてそういうものを取り上げて、そこに栄養教諭が実際に授業をする。授業するときには、多くは担任とチームティーチングという形で行い、その授業を研究する。そういったものの成果を職員で話し合うというように、ここ数年、食育の推進が叫ばれてから、多くの学校は取り組んでいるという状況である。

委員長

今、教育指導課長がおっしゃったような研究発表会は、毎年どこかで行われるのではないかと思う。私も前年度、担任の先生と栄養士の方がチームティーチングで子供たちに、その日の給食の食材を持ってきて食育の授業をしているのを見たことがある。

また今後そのような機会もあるのではないかと思う。

内藤委員

学校全体で食育を進めていく必要は当然あると思うのだが、栄養士がいろいろな力量が高まっている方であると、その力によってかなり推進されるという部分も現実にはあると思うので、ぜひここに書いてあるように、研修、研究について応援する体制を整備してもらえるとよりよいのではないかと考える。

教育指導課長

今の教育委員会としてのバックアップということも含めて、小学校の教育会という教員の研究組織があり、その中に食育部会というものも設けられていて、そこで実際に食育をどう進めていくかということを研究している。特に、今年度と来年度については、田柄二小がその指定を受けているので、そこでの研究成果を練馬区全体に広げていくということも考えている。

天沼委員

給食の献立に関してであるが、ある会合で栄養教諭の食育についての報告があり、医療大学、医学関係の報告があったが、食材の栄養成分と健康に関する情報が、実際に栄養に携わるところに下りてこない。医療に関する部分と栄養や調理の部分との疎通がないので、その辺をもう少し活発にしたほうがよいのではないかとということが事例を挙げて出ていた。

3番に、研修や情報交換ということが今後の課題に挙げられているが、医療関係の方の研究成果も参考にできるようなルートも考えていただければと思う。

具体的に例えば卵は1日1個だけと言われても、2日食べてもコレステロールは全然増えないなどのデータは医療のほうにはある。常識から考えると、それは健康に悪いだろうということで、献立でいろいろ工夫されると思うが、医学的な部分での情報が、研修などで交換できれば健康面でよい献立が考えられると思うが、いかがか。

教育長

今おっしゃられるような例として、保健所がある。保健所は医師と栄養士が一緒の職場にいて、連携しながら仕事を進めているのだが、学校では、学校医と栄養士というのはほとんど連携していない。したがって、おっしゃるとおり、医療関係者と栄養士との研修というのは必要になるだろう。

教育指導課長

非常に重要なご指摘だと思う。ただ、学校においては、その医療関係者と栄養士とのパイプ役になっている養護教諭がいて、多くの学校で食育を進めるときに、そこに当然のことながら栄養教諭が絡んで食育を進めているという実態もある。

委員長

学校保健委員会を開いて、そこで天沼委員がおっしゃったような立場の方たちが皆さん一堂に会するというようなことに実際にはなると思う。意識の高い学校では、天沼委員がおっしゃられたようなことも、話題にのぼっていて、そのような視点から献立を実際に立てているということもあるかもしれない。一人の人間を総合的にとらえたときに、今の天沼委員のご発言は非常に貴重な分野であるので、その辺をぜひ考えていただきたいと思う。

調理の委託が増えているが、委託の人たちに対する指導は何かしているのか。

施設給食課長

委託については仕様書の中で、学校安全管理基準について適切に作用するように定め、個別に契約上の関係を通じて指導するような形にしている。

委員長

きちんと実績を示さないとつぎの契約のときに差し支えるということである。わかった。

それではよいか。

委員一同

よい。

委員長

では続いて、資料4の説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

練馬区は4施設を持っているが、長年の活用の中で、今説明があったようないろいろな課題が出てきている。では、委員の皆さんのご意見、ご質問を伺いたいと思う。

教育長

資料の5ページの6で、練馬区はどこに当たるかということ、運営の方法はの業務委託と指定管理者の併用、開館期間はの通年開館、利用対象はである。この資料は練馬区を除いたものであるので、補足した。

安藤委員

業務委託と指定管理と民営化の違いを教えてください。

生涯学習課長

業務委託は、一定の決まった事業を事業者に対して、そのまま決まったものをしてほしいという委託になる。指定管理はそれに加えて、利用収入の宿泊代等が自分の収入となる。努力をすることによってその収入を上げることができる仕組みである。利用料金制というのであるが、それを認めているのが大きく違う。また、指定管理者の場合には、自分たちで営業努力、工夫をしながらどんどん改善をしていくのだが、業務委託の場合には、もちろん改善していこうという気持ちはあるとは思いますが、決まった仕事をやっていたかというのが基本的な考え方である。

さらに民営化であるが、建物と土地を無償で貸して、区からの経費の援助等はなく、

完全に事業者が運営、経営するかたちのことをいう。

教育長

区役所の20階のレストランは民営化である。上がりをもっているわけである。教育委員会の場合には、南田中図書館、中村南スポーツ交流センター、少年自然の家の武石と軽井沢に指定管理者を導入している。練馬区の他の区施設にもかなり指定管理者は入っている。

委員長

7番の一番下の「校外授業のあり方」とはどのようなことを考えているか。

生涯学習課長

先ほど1年間の利用状況を見ていただいたが、岩井・下田の秋口から冬にかけて非常に利用が減ってしまうのであるが、より効率性を考え、例えばの話であるが、どちらか1つの施設を閉館してしまったという形になったときに、はたして郊外授業の対応ができるかという問題が出る。現在、臨海学校が中学校1年生を対象に3泊4日で行っているが、どうしても7月、8月の時期に集中することになる。1つの施設を閉館したときに、片方の施設で受け入れ切れるのか。あるいは、受け入れ切れなかったときに3泊4日も必要があるのか、2泊3日ではどうなのかというようなことを検討する必要があるため、移動教室や臨海学校そのもののあり方まで考えていかないと、なかなか少年自然の家のあり方まで出てこない。

今の郊外授業のあり方がベースになった場合に、片方を閉めたときにどのような対応ができるのか、例えば周辺の民宿を借りる、あるいはホテルを借りるなどの対応の検討が必要になってくると考えている。

委員長

経費がおおよそ6億円ぐらいいはかかっているということであるので、今の課長の話などをいろいろ勘案すると、やはり検討していかなければならない時期に来ていると思う。

天沼委員

下田、岩井の例でご説明いただいたが、子供たちの利用ということを考えると、この2施設は夏期の利用施設だと思うので、12月以降閉めた場合であっても、子供たちの校外学習に対する影響力はこのグラフを見る限りそれほどないように思う。どちらかを開けておくということでも対応できると思える。校外学習のあり方に加え経費の問題などもあるのだろうが、そのように同じパターンで閉められるようなところがあれば、季節閉館の導入ということもあり得ると思った。

内藤委員

資料の5番に、施設の維持管理経費が挙げられているが、閉館した場合にもその管理はあるかと思う。季節的に閉館すると何割くらい削減できるのか他区の例などでもしわ

かっているようであれば教えてほしい。

生涯学習課長

閉館した場合にどのくらいの費用になるかという試算まではしていない。ただ、当然管理的なものとして、人件費で浮く部分はあるだろうし、また常時光熱水費がかかるわけでもないので、維持管理経費は減ると思う。改めて開館する前に一定の修理や点検等を行うことになるので、そういったものを勘案しながら検討していかなければならないと思っている。

天沼委員

今、いろいろなことを考えなければという説明であるが、経費や稼働率、施設の充実、どれだけ子供たちを受け入れられるかなどの評価基準を設定したほうがよいと思う。下田少年自然の家は、そういう面では施設内容で若干問題がありそうな施設だと思う。他の施設はバレーコートやテニスコートなど周辺でいろいろなことができそうであるが、この施設については、海以外に利用できる場所がない感じがした。いくつかの基準を設けて検討していただければと思う。

委員長

練馬区では、臨海学校において、非常に特色のある遠泳を中学生に体験させている。生徒にとっては、生涯で1回しかない経験かもしれないし、水泳が苦手な子供なども、自分がその一員として参加するために努力するだろうし、先生方の教育的な手助け、援助などもあるだろうし、この体験は教育効果が非常に高いものだと思個人としては思っている。この時代にこのような遠泳を行っているということはそうはないだろうと思うので、このこともとても大切なことであるととらえている。

3泊4日がはたして適切かという話もあり、その辺も含めて伝統としてやってきていること、これを残すのであれば日数的なことなどを、それぞれの委員から様々なご意見をいただいているので、そういうこともあわせて、また資料を提供していただくと施設のあり方についての話し合いができると思う。

内藤委員

利用している学校の立場からすると、練馬の場合には、5年生と6年生が、小学校は移動教室という形で山と海を体験できるので、大変恵まれており練馬の子供たちは幸せだと感じている。そのサイクルはぜひ維持してほしいと思う。

子供たちの小学校の思い出という話を聞いたときに、必ず移動教室の話が出てきて、5年のときはこうで6年のときはこうだったということがあって、非常に思い出深いよい体験学習の場所であるということを確認したい。また、保護者からもそういった声がたくさん挙がっていると思う。

先ほど天沼委員からもお話があったように、4つの施設のうちで下田だけは、わりと近隣の市街地を子供たちが回ることがあり、あとの施設は大自然の中で学習するという特長がある。その辺の環境も違うので、学習する内容も、下田のあたりだ

と歴史的なものが含まれる。したがって、もしも片方の施設に移動教室がおさまるようであれば、そういう点も考えていく時期に来ているのではないかという感じはしている。

天沼委員

先ほどの校外授業のあり方の検討についてであるが、現在、校外授業の臨海の場合は、全員参加ではなく希望制で行っている。中学校であると、クラブ活動があるため参加できない子供も結構いるため、今の校外授業の形式だと、教育効果の点でも、ある子にはあってある子にはないという部分が生まれているのではないかと思う。したがって、その辺のあり方も含めて考えたほうがよいのではないかと思う。

庶務課長

今、校外授業の話があった。小学校5年生、6年生の移動教室、中学校2年生のスキーの移動教室は、学校の授業であるため、原則全員参加という形になる。今お話のあった臨海学校については、生徒の自由参加であるが、学校によって若干ばらつきがあるが、かなり高い率での参加になっている。

林間学校については、部活動の合宿での利用であるため、利用する学校自体は少ないという状況がある。臨海学校については、かなり高い割合で、自由参加とは言いながら参加されているという状況である。

安藤委員

稼働率が低い下田と岩井についてであるが、校外授業の臨海学校では本当に子供たちも楽しんでいるし、さっきも委員長がおっしゃったように、一生の思い出になる。大人になっても、いまだに練馬の中学校では臨海学校で遠泳をしたという話を聞くと、大変教育効果もあるし、よい授業だと思う。

この経費等について考えたときに、廃止して民間の民宿などに泊まった場合に、その損益分の補助を出すなどしてカバーすることになるのか。

生涯学習課長

損益分岐ではないが、どの時点で必要になるかというよりも、民宿を借りた場合に、そこに対して区が補助していくという形になる。例えば、片方は区の施設を使って利用し、片方はホテルを使って宿泊する。そこに対して区が補助を出す。そのあり方として、基本的にどうなのかという話は当然出てくると思う。また、1か所のホテルや民宿で全員が入れればいいが、それがいくつにも分かれてしまったときに、本来の目的としている集団としての活動の経験はどうかということも出てきてしまう。そこも含めて検討しないとなかなか厳しいというところである。

委員長

いろいろ課題があるということである。まだまだご意見はあろうかと思うが、先ほどの皆さんの意見などについての資料を提出していただくなど、今後新たな説明を受け、また検討していきたいと思う。では、継続としたいと思が、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この案件については「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いする。

教育長

まず、6月1日から6月17日まで第二回練馬区議会定例会が開催するのでお知らせしておく。

本日は、5月1日現在の児童・生徒数等について、大泉第二中学校と都市計画道路について、日本銀行石神井運動場の臨時休場、「子ども読書の日」記念事業実施結果等について、それぞれ関係課長からご説明させていただく。

委員長

では、報告の 番についてお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

1ページの1の表であるが、差引園児数(a) - (c)であるが、(c) - (a)でないとする、この はマイナスという意味であるか。

学務課長

はマイナスである。

天沼委員

わかった。

委員長

続いて、報告の 番をお願いする。

施設給食課長

資料に基づき説明

教育長

この件については、このような資料が地域に配布されるので、いろいろな意見が出てくる。それはまたご報告させていただく。

委員長

また今後報告していただけるということである。
では、続いて報告の 番をお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

ここは人気の高いテニスコートで利用率も非常に高いので、今の課長から説明があった措置をとったということであった。よろしく願います。
では、続いて報告の 番をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

何かあるか。

天沼委員

今のご説明のとおり、中学生の企画によれば、例えば平和台や春日町の参加型のものが結構人気があるような感じがする。探検という言葉が入っているなど参加できるようなものがうけて、入場者も多くなってよいのではないかと思う。

委員長

「子ども読書の日」記念事業は大切な事業であるので、どうぞまたよろしく願います。
それでは、その他の報告をお願いします。

庶務課長

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について、5月実施事業の追加分と6月実施事業分で、5月18日現在のものである。一覧表になっているので、お目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

それでは、まだその他報告があったら、願います。

新しい学校づくり担当課長

小中一貫教育校の統一校名の募集結果であるが、延べ件数で498件の応募をいただいている。名称の重複を除いた実際の件数としては270件である。大泉学園桜小学校の統一校名であるため、桜とつくものが8割5分ぐらいの状況である。詳細については精査しているので、まとめ次第改めて書面で報告させていただきたいと思う。よろしく願います。

委員長

またそのときはよろしく願います。その他報告があるか。

事務局

他にはない。

委員長

以上で、第10回教育委員会定例会を終了する。